

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

平成30年3月20日

行政書士法人エニシア
代表社員 八重樫 洋平 殿

国土交通省自動車局貨物課長

平成30年2月20日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、いずれも、商品等を配送することによりA社が配送料を収受しているため、有償性はあるものと認められる。

自社が製造又は仕入を行った商品等を自社直営店又は自社工場に配送する場合においては、他人の需要に応じて行う運送には該当せず、貨物自動車運送事業法第3条等の適用対象とならない。

一方、他社の商品等を有償でフランチャイズ加盟店に配送する場合などは、他人の需要に応じ、有償で行う配送に該当するため、貨物自動車運送事業法第3条等の適用対象となる。

また、自社が製造又は仕入を行った商品等をフランチャイズ加盟店に販売及び配送を行う場合などについては、製造等が主たる業務であるという実態が認められなければ、貨物自動車運送事業法第3条等の適用対象となるものと考えられるが、いずれにしても個々の実態に即して判断されることとなる。

基本的な考え方は上記の通りであるが、いずれにせよ、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業については、貨物自動車運送事業の許可等が必要となるところであり、当該事業に該当するかどうかは、個別の運送形態を踏まえて、実質的に判断することとなる旨留意されたい。

2. 当該事実が照会法令の適用対象となる可能性がある又は適用対象とならないことに関する見解及び根拠

他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業については、貨物自動車運送事業法に基づく許可等が必要となる。

なお、当該運送行為が自己の生業と密接不可分で、その業務に付帯して運送行為が行われるものであり、当該運送行為が主要業務の過程に包摂しているものと認められる場合や名目の如何に関わらず有償性が認められない場合には、貨物自動車運送事業法上の許可等を要しないこととしているが、運送事業以外の事業に付帯して密接不可分のものとして行われるものであるかどうか、有償性を有するものであるかどうか等については、個々の事案ごとに判断することとなる。